# 居宅介護支援事業所喜寿苑 運営規程

（事業の目的）
第１条　社会福祉法人寿宝会が開設する居宅介護支援事業所喜寿苑（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
２　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
３　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
４　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）
第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
①　名称　　居宅介護支援事業所喜寿苑
②　所在地　　豊橋市前芝町３８１－２

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
①　管理者　１名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
②　主任介護支援専門員　１名以上
指定居宅介護支援の提供及び、他の介護支援専門員への助言、指導に当たる。
③　介護支援専門員　３名以上
居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、１２月２９日から１月３日までを除く。

②　営業時間　午前８時４５分から午後５時４５分までとする。

２４時間連絡体制　電話により２４時間常時連絡可能とする。受付時間以外は特別養護老人ホーム喜寿苑TEL0532－34－1414にて２４時間受け付ける。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第６条　指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

①　利用者の相談を受ける場所

第３条に規定する事業所内、利用者様の自宅及びその他必要と認められる場所

②　使用する課題分析票の種類

包括的自立支援プログラム、ＭＤＳ－ＨＣ方式又は居宅計画ガイドライン

③　サービス担当者会議の開催場所

第３条に規定する事業所内、利用者様の自宅及び関係機関等

④　介護支援専門員の居宅訪問頻度

最低月１回

⑤　モニタリングの結果記録

１ヶ月に１回

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、豊橋市、豊川市とする。

（事故発生時の対応）

第８条　介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第9条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2）事業所において虐待防止のための指針を整備すること。

（3）事業所において介護支援専門員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）
第１０条　事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
　①　採用時研修　採用後３カ月以内
　②　継続研修　年１回
２　介護専門員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　介護専門員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護専門員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿宝会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則
この規程は、平成18年7月1日から施行する。

改正
平成20年2月21日（職員の職種、員数及び職務の内容）
平成21年3月1日（職員の職種、員数及び職務の内容）
平成22年10月1日（職員の職種、員数及び職務の内容）
平成23年12月5日（職員の職種、員数及び職務の内容）
平成25年6月1日（職員の職種、員数及び職務の内容）
平成27年10月1日（職員の職種、員数及び職務の内容）
平成28年10月21日（職員の職種、員数及び職務の内容）
令和2年6月1日（職員の職種、員数及び職務の内容）
令和3年6月1日（職員の職種、員数及び職務の内容）
令和3年8月1日（虐待防止に関する事項）
令和4年10月1日（全文改定）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。